

会計課長
人事・職員課長
総務課長
給与・厚生担当課長
税務・市民税課長 殿

オンライン専用講座

オンライン受講に特化した講座です。研修会場からの同時中継ではございません

1日で学ぶ！オンライン講座

一般社団法人 日本経営協会
常務理事・中部本部長 大久保 若穂

【中部本部主催】NOMA 行政管理オンライン講座のご案内

【令和3年8月2日（月）開催】

地方公共団体のための 基礎から学ぶ！源泉徴収講座

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

源泉徴収事務は規定が細かく複雑で、地方自治体では源泉徴収漏れが相次ぎ、住民の不信感が高まるような事態が各地で起こっています。そこで、給与の取り扱い、報酬・料金の原則、非居住者の問題、税番号制度への対応など、間違いやすい事務手続きや応用的なケーススタディを取り込みながら受講者の疑問を解決し、正確な源泉徴収事務を学んでいただく、標記オンライン講座を開催することとなりました。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬具

記

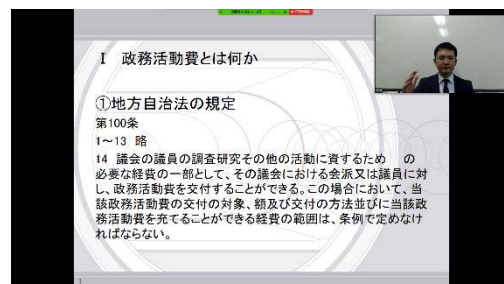
日時：令和3年8月2日（月）9:30～16:30 【6時間】

開催形式：オンライン受講専用（配信ツール：Zoom ミーティング）

講師：税理士 高橋 幸之助 氏

参加料(負担金 1名につき)：

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	29,000円	2,900円	31,900円
一般	32,000円	3,200円	35,200円



受講画面イメージ

お申込の流れ：①本会 HP の各セミナー詳細画面からお申込みください。折り返し請求書・参加券をお送りします。（裏面の申込欄をご記入の上、FAXでのお申し込みも可能です）

②開講の3営業日前までを目途に、「受講用 URL」と「テキストデータ」を、登録いただいたメールアドレスへ送信します。テキストデータは印刷してご利用ください。（テキストは製本版の郵送となる場合もございます）

③Zoom ミーティングの視聴環境をご用意いただき、開始時刻までにご入場ください。

諸注意：上記参加料は1名分です。1名分での申し込みに対して複数名での視聴は固くお断りいたします。録音・録画・資料複製につきましても、著作権保護のためお断りいたします。

当日受講用 URL に入場されなかった場合、及び貴庁の通信不具合等による視聴遅滞・中断の場合も、返金できかねます。恐れ入りますがあらかじめご了承ください。

領収書は振込金受領書をもって代えさせていただきます。必要となる場合は別途連絡ください。参加者が少数の場合、天災等においては、中止・延期とさせていただきます。

キャンセル：キャンセルされる場合は下記へご連絡ください。

開講日の5営業日前からのキャンセル、またはテキスト発送後のキャンセルについては、参加料の100%を申し受けます。

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ（担当：松尾）

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ホームページ <http://noma-chubu.jp/>

※お問合せは、平日の9:15～17:15にお願いいたします

以上

1. 申告納税制度について
 - (1) 申告納税制度の意義
 - (2) 特定の所得に対する源泉徴収制度
2. 源泉徴収制度の仕組み
 - (1) 給与所得者（サラリーマン）の場合
 - (2) 事業所得者（自営業者）の場合
3. 源泉徴収義務者について
 - (1) 源泉徴収義務者とは
 - (2) 源泉徴収義務者の役割と責任
4. 源泉徴収される税金の種類
5. 源泉所得税（復興特別所得税を含む）の納税地
 - (1) 「支払事務」とは
 - (2) 納税地の特例
6. 源泉徴収をする時期
 - (1) 「支払」とは
 - (2) 「支払確定」と源泉徴収
7. 源泉所得税（復興特別所得税を含む）の納付期限
 - (1) 原則
 - (2) 納期の特例
 - (3) 期限後に納付した場合の法的救済措置
8. 源泉徴収の対象となる所得の範囲
9. 給与所得に対する源泉徴収の実務について
 - (1) 給与所得とは
 - (2) 給与所得と事業所得の区分（実務上の判断基準）
 - (3) 金銭で支給される給与と現物給与
 - (4) 非課税となる給与
 - (5) 賞与以外の給与に対する源泉徴収税額の算出（税額表の見方）
 - (6) 賞与に対する源泉徴収税額の算出（税額表の見方）
 - (7) 源泉徴収税額の清算（年末調整）
 - (8) 法定調書の作成と提出
10. 報酬・料金に対する源泉徴収の実務について
 - (1) 報酬・料金とは
 - (2) 報酬料金の範囲（実務上の判断基準）
 - (3) 報酬・料金の源泉徴収税額の算出
 - ① 二段階税率
 - ② 消費税の取扱い
 - (4) 法定調書の作成と提出

11. 非居住者と源泉徴収
 - (1) 納税義務者の区分と課税所得の範囲
 - (2) 非居住者に対する源泉徴収
 - (3) 非居住者と居住者の区分
12. 社会保障・税番号制度（番号制度）の概要
 - (1) 根拠法令
 - (2) 番号制度の目的
 - (3) 個人番号（マイナンバー）と法人番号の違い
 - (4) 保護措置
 - (5) 特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン
 - (6) 主要諸国の番号制度の概要
13. 番号制度の導入による税務手続きの変更点
 - (1) 税務関係書類への番号記載時期
 - (2) マイナンバーに関する国税庁告示について
 - (3) 給与所得の源泉徴収事務
 - ① 税務手続きの変更点
 - ② 源泉徴収事務（令和3年分 給与所得）のポイント
 - (4) 報酬・料金の源泉徴収事務
 - ① 税務手続きの変更点
 - ② 法定調書（令和3年分）作成のポイント
14. 事例検討（実務上誤りが多い事例及び判断に迷う事例）
 - (1) 一般的な事例
 - (2) 地方公共団体固有の事例
 - (3) 非居住者・外国法人の事例
15. マイナンバーに関する質問
16. マイナンバーの最近の改正事項

＜講師紹介＞ 税理士 高橋 幸之助 氏

【略歴】

東京国税局調査部・都内各税務署勤務後、平成26年6月退官、平成26年9月高橋幸之助税理士事務所開設。
現在、税理士・セミナー研修講師等

【著書】

「源泉所得税の誤りが多い事例と判断に迷う事例(改訂版)」、「税目別誤りが多い事例と判断に迷う事例(Part1)」、「税目別誤りが多い事例と判断に迷う事例(Part2)」、「中小企業者のための費用の取扱い」、「海外取引と最新の税務調査対策」(以上 大蔵財務協会)「実務家のためのタックスヘイブン対策税制」(法令出版)

※「出張講座」も承っております。お気軽にお問い合わせください

日本経営協会・中部本部(松尾) 行(この面をそのまま FAX してください)

FAX (052)952-7418

日本経営協会会員 一般 (該当する方にレ点をつけて下さい)

R3.8/2

60017166 「地方公共団体のための 基礎から学ぶ! 源泉徴収講座」参加申込書

年 月 日

ふりがな		TEL	() -	ご連絡担当者 (参加者と同じ場合は記入不要)	通信欄
団体名		Fax	() -	所属・役職名	
住所	〒	氏名			
参加者氏名		所属・役職			
参加者メールアドレス					

※請求書の宛先についてご教示ください。(団体名と同じ その他

宛)

・2名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。